

令和3年5月10日

市政記者クラブ 様

名古屋市新型コロナウイルス  
感染症対策本部事務局  
(防災危機管理局)  
担当：成瀬・酒井 (972-3575)

### 緊急事態宣言に伴う本市の施設の取り扱いについて

愛知県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことに伴い、本市の施設につきまして、下記のとおり対応いたします。

#### 記

#### (1) 措置内容

- ・外出自粛要請等を踏まえ、開館時間は原則 20 時まで、イベント開催の場合は原則 21 時までとさせていただきます。  
(ただし、人数制限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下)
- ・20 時以降 (イベント開催の場合は 21 時以降) の予約の新規受付につきましては、停止させていただきます。
- ・予約済みの場合は可能な限り、利用を自粛していただきますようお願いいたします。

#### (2) 期間

5月12日(水)から5月31日(月)まで

#### (3) その他

- ・各施設の開館情報及び施設利用に関する詳細につきましては、各施設の発表をご確認下さい。
- ・措置内容や期間については、本市の感染状況等を踏まえ、変更する場合があります。